

豊田市農業経営改善計画認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）及び農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）に基づき、農業経営改善計画（以下「改善計画」という。）の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 法第12条第1項の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、豊田市農業経営改善計画認定申請書（様式第1号）を審査会開催月の前月10日までに市長に提出しなければならない。

(認定基準)

第3条 改善計画の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 豊田市農業経営基盤の強化の推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に照らし適切なものであること。
- (2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- (3) ブロックローテーションに取り組んでいる地域で営農する際は、ブロックローテーションに協力していること。
- (4) 改善計画が達成される見込みが確実であること。
- (5) 改善計画の認定申請時における認定申請者の経営規模が、基本構想で設定した規模のおおむね3分の1以上であること。ただし、複合経営にあっては、中心となる作目で判断することができる。
- (6) 部門別規模が基本構想で設定した規模を下回る場合でも、有機栽培や直接販売に取り組む等、改善計画に記載された経営の改善・発展に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示される所得水準等に到達することが見込まれること。

(認定等)

第4条 市長は、第2条の認定の申請があった場合において、その改善計画が前条各号に掲げる基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

2 市長は、改善計画の認定の可否を決定しようとするときは、あらかじめ第8条に規定する審査会の意見を聴くものとする。ただし、人・農地プランに位置付けられた今後の地域の中心となる経営体による申請、更新及び変更の場合はこの限りでない。

3 市長は、第1項の認定をしたときは、農業経営改善計画認定書（様式第2号）によりその旨を認定申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の認定をしないときは、農業経営改善計画不認定通知書（様式第3号）によりその旨を認定申請者に通知するものとする。

(変更の認定)

第5条 第2条から前条までの規定は、法第13条第1項の規定による変更の認定について準用する。

(報告等)

第6条 市長は、法第12条第1項の認定又は法第13条第1項の規定による変更の認定（以下「認定等」という。）を受けた者（以下「認定農業者」という。）の改善計画の達成に必要があると認めるときは、認定農業者に対し報告を求め、又は認定農業者を実地に調査することができる。

2 市長は、前項の規定による報告又は調査の結果、改善計画の達成に必要があると認めるときは、認定農業者に対し、指導を行うものとする。

（認定の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、改善計画の認定を取り消すことができる。

（1）認定農業者又は当該認定農業者に係る法第12条第3項に規定する者が認定計画に従ってその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるとき。

（2）改善計画が法第3条に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったとき。

（3）認定農業者が、農業経営改善計画認定辞退届（様式第4号）を市長に提出したとき。

2 前項第1号に基づき認定の取消しを行うときは、あらかじめ第8条に規定する審査会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により認定の取消しを行ったときは、農業経営改善計画認定取消通知書（様式第5号）によりその旨を認定農業者に通知するものとする。

（設置）

第8条 法第12条第1項の認定又は法第13条第2項に規定する認定の取消しに係る審査をするため、農業経営改善計画認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、産業部農政課、豊田市農業委員会、豊田加茂農林水産事務所及びあいち豊田農業協同組合の職員で構成する。

3 市長は、審査会をおおむね2月、6月、10月の年3回開催するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、臨時で開催することができる。

4 審査会の議長は、産業部農政課長をもって充てる。

（農業委員会への通知）

第9条 市長は、認定等を行ったときは、その旨を豊田市農業委員会に通知するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、産業部農林振興室長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年8月29日一部改正し、施行する。